

IP網への移行等に向けた 電気通信番号制度の在り方について

概要

令和6年5月2日

<諮問名>

IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

<主な検討課題>

1. 事業者間における網間信号接続の在り方の検討

- ・IP網への移行後の網間信号接続の在り方の整理
- ・上記を踏まえた制度の見直し・明確化の検討

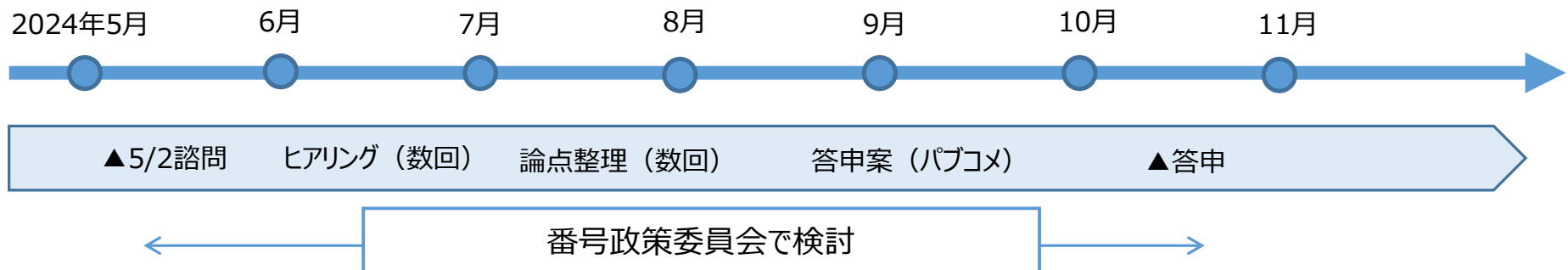
2. 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討

- ・固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討
- ・上記を踏まえた制度の見直し・明確化の検討

3. 電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討

- ・電気通信番号の犯罪利用の実態や現行の取組の整理
- ・上記を踏まえた対策の方向性や制度改正の検討

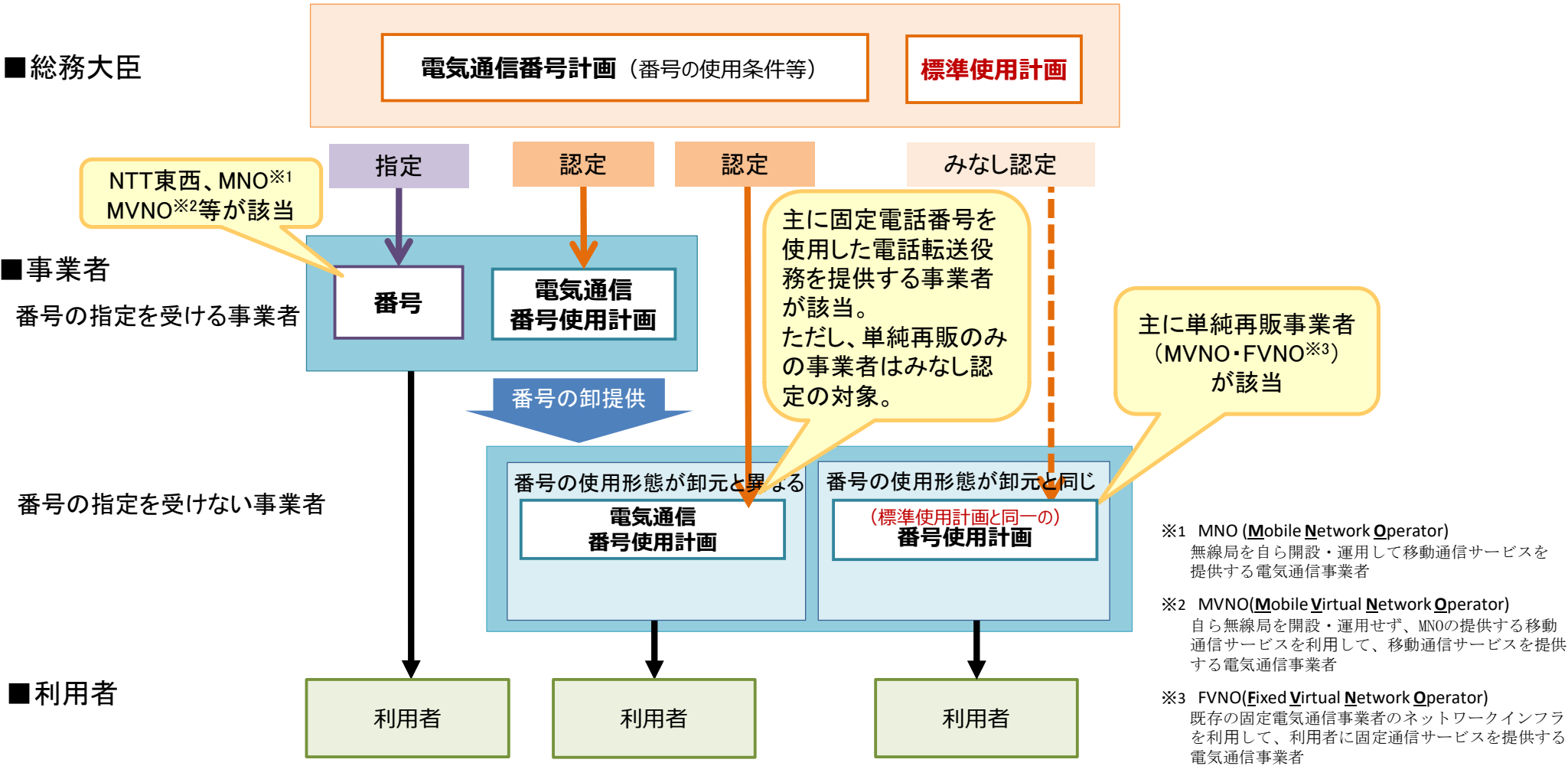
<スケジュールイメージ>



1 電気通信番号制度の概要

電気通信番号制度の概要

令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用するすべての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須。
 総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画（総務省告示）を公示。



(参考) 電気通信番号制度の概要

電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第6号)

電気通信番号の使用に関する基本的事項を総則として規定し、個別事項として電気通信番号ごとの使用に関する条件を規定。

(個別事項の規定抜粋)

| 電気通信番号 | | 電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容 | 電気通信番号の使用に関する条件 |
|-----------|---|--|---|
| 電気通信番号の種別 | 電気通信番号の構成 | | |
| 固定電話番号 | ☐ABCDEFGHIJ (ただし、英字は十進数字とし、ABCDEは、市町村の区域を勘案して別表第1に定めるところに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。) | 固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等(特定接続電話番号により識別するもの及びワイヤレス固定電話を識別する場合を除く。) | <p>第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信役務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであって、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。</p> <p>2 電話転送役務(発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この2において同じ。)を提供する場合であって、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。</p> <p>第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。</p> <p>1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。2において同じ。)を受ける電気通信事業者を含む。2において「固定電話番号使用事業者」という。)の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。</p> |

主な電気通信番号の種別

(令和6年3月末時点)

| 電気通信番号の種別 | 構成 | 指定数 |
|-------------|-------------|---------|
| 固定電話番号 | 0AB~J | 23,102万 |
| 付加的役務電話番号 | 着信課金機能0120 | 99.1万 |
| | 着信課金機能0800 | 291万 |
| | 統一番号機能0570 | 11.1万 |
| 音声伝送携帯電話番号 | 070/080/090 | 25,940万 |
| データ伝送携帯電話番号 | 020C (11桁) | 4,560万 |
| | 0200 (14桁) | 3,690万 |
| 特定IP電話番号 | 050 | 2,427万 |

認定事業者数

(令和6年3月末時点)

| 認定事業者の種別 | 事業者数 |
|---------------|------|
| 電気通信番号の指定事業者 | 59 |
| 電気通信番号の非指定事業者 | 105 |
| みなし認定事業者 | 1140 |

2 網間信号接続の現状・課題

網間信号接続について

現状

- 電気通信番号計画では、自ら指定を受けて電気通信番号を使用する場合、電気通信番号の使用に関する条件として、網間信号接続を行うことを規定している。

(電気通信番号計画 抜粋)

| 電気通信番号の種別 | 網間信号接続に関する条件 |
|--|--|
| 固定電話番号・音声伝送携帯電話番号 | 次に掲げるいずれかの方法((1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。)により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 (1) 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網(当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、 <u>固定電話番号を使用して</u> *電気通信役務を提供するための電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認を行っているものに限る。)を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法 ※ 音声伝送携帯電話番号の網間信号接続に関する条件においては、「音声伝送携帯電話番号を使用して」 (2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法(ENUM方式に限る。) |
| 付加的役務電話番号・無線呼出番号・特定IP電話番号・FMC電話番号・特定接続電話番号・事業者設備識別番号・付加的役務識別番号 | 直接又は他の電気通信事業者(一の者に限る。)の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。 |

※1 網間信号接続: 中継系伝送路設備を用いた接続

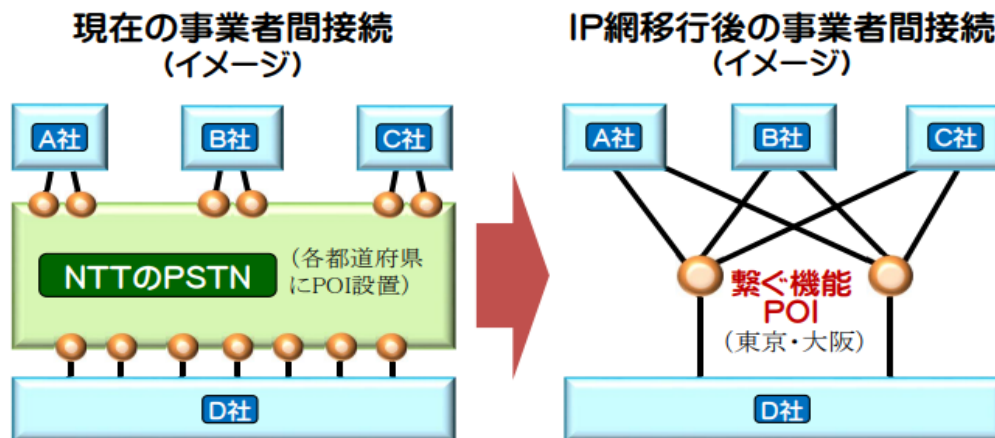
※2 第一種指定電気通信設備: 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第1項に規定する第一種指定電気通信設備

※3 網間信号接続対象事業者: 固定電話番号又は音声伝送携帯電話番号のいずれかの指定を受けた電気通信事業者(令和6年3月末時点: 21者)

※4 ENUM方式: TTC標準JJ90. 30及びTTC標準JJ90. 31に基づく網間信号接続の方式

※5 POI (Point of Interface): 事業者間の相互接続点

(1) 第一種指定電気通信設備と接続する方法 (2) インターネットプロトコルを使用して直接接続する方法



網間信号接続について

課題

IP網移行というネットワーク接続の変化やNTT東日本・西日本の東京・大阪のPOIが第一種指定電気通信設備に指定されたこと（令和5年6月）を踏まえ、現行の網間信号接続（特に付加的役務電話番号・無線呼出番号・特定IP電話番号・FMC電話番号・特定接続電話番号）に関する使用条件が適切か検討が必要。

検討事項（案）

- 固定電話番号・音声伝送携帯電話番号の網間信号接続に関する使用条件の在り方
- 付加的役務電話番号・無線呼出番号・特定IP電話番号・FMC電話番号・特定接続電話番号の網間信号接続に関する使用条件の在り方
 - ・ 接続に使用する方式（ENUM方式の義務づけの是非）
 - ・ 番号ポータビリティの必要性の是非
- その他必要事項

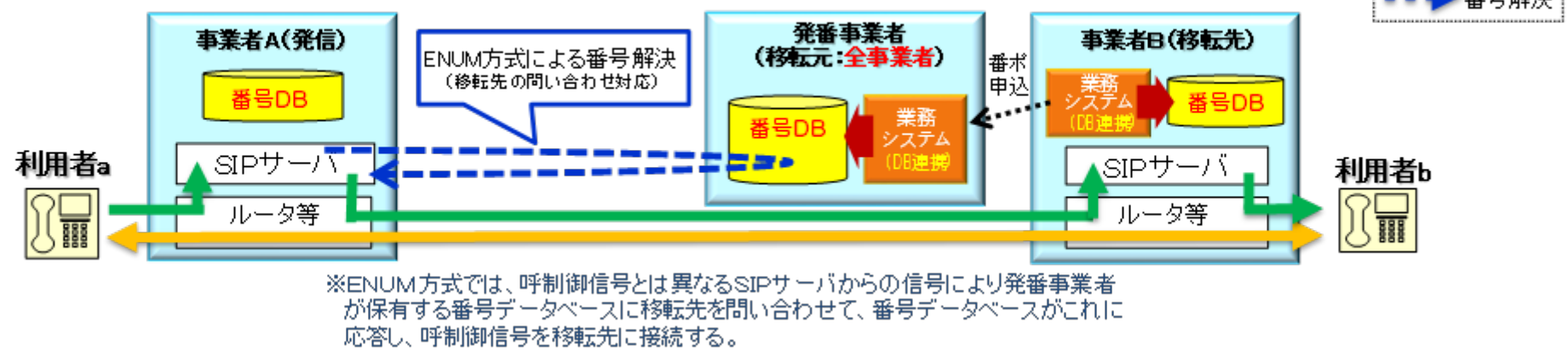
(参考) ENUM方式

○ NTT東日本・西日本が発番した番号の利用者(利用者b)が事業者Bに移転した場合であって、利用者aが利用者bに通話する場合

現在のPSTN
〔片方向番号ポータビリティ〕



IP網への移行後
〔双方方向番号ポータビリティ〕



3 固定電話番号における番号ポータビリティの 現状・課題

固定電話番号における番号ポータビリティについて

現状

- 電気通信番号計画では、音声伝送携帯電話番号と同様、固定電話番号の指定を受けた事業者等についても、使用条件として、番号ポータビリティを可能とすることを規定している。
- 一方で、固定電話番号の場合は例外規定が存在しない。

(電気通信番号計画 抜粋)

固定電話番号の使用に関する条件

第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。2において同じ。))を受ける電気通信事業者を含む。2において「固定電話番号使用事業者」という。)の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。

2 (略)

音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件

第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。)の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除く。

課題

固定電話番号の番号ポータビリティについて、音声伝送携帯電話番号と同様に、例外規定が必要か検討が必要。

検討事項(案)

- 固定電話番号の番号ポータビリティについて、除外とすることが適切と考えられる役務の有無
- その他必要事項

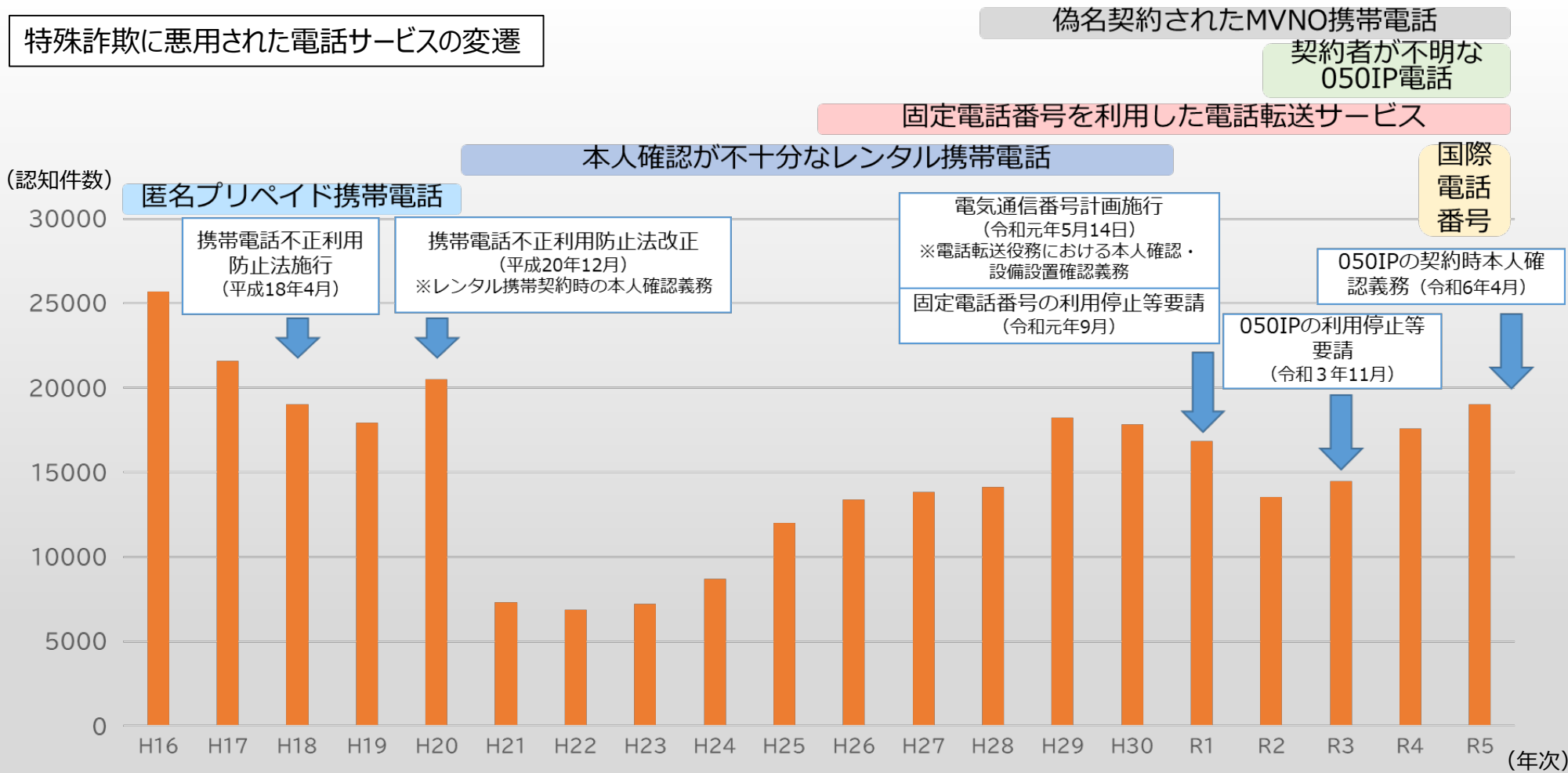
4 電気通信番号の犯罪利用の 現状・課題

電気通信番号の犯罪利用への対策について

現状

- 特殊詐欺など、従来から電気通信番号を悪用した犯罪が存在し、増加している。
- 対策を講じては、新たな手段が登場し、犯罪に悪用される繰り返しである。

特殊詐欺に悪用された電話サービスの変遷

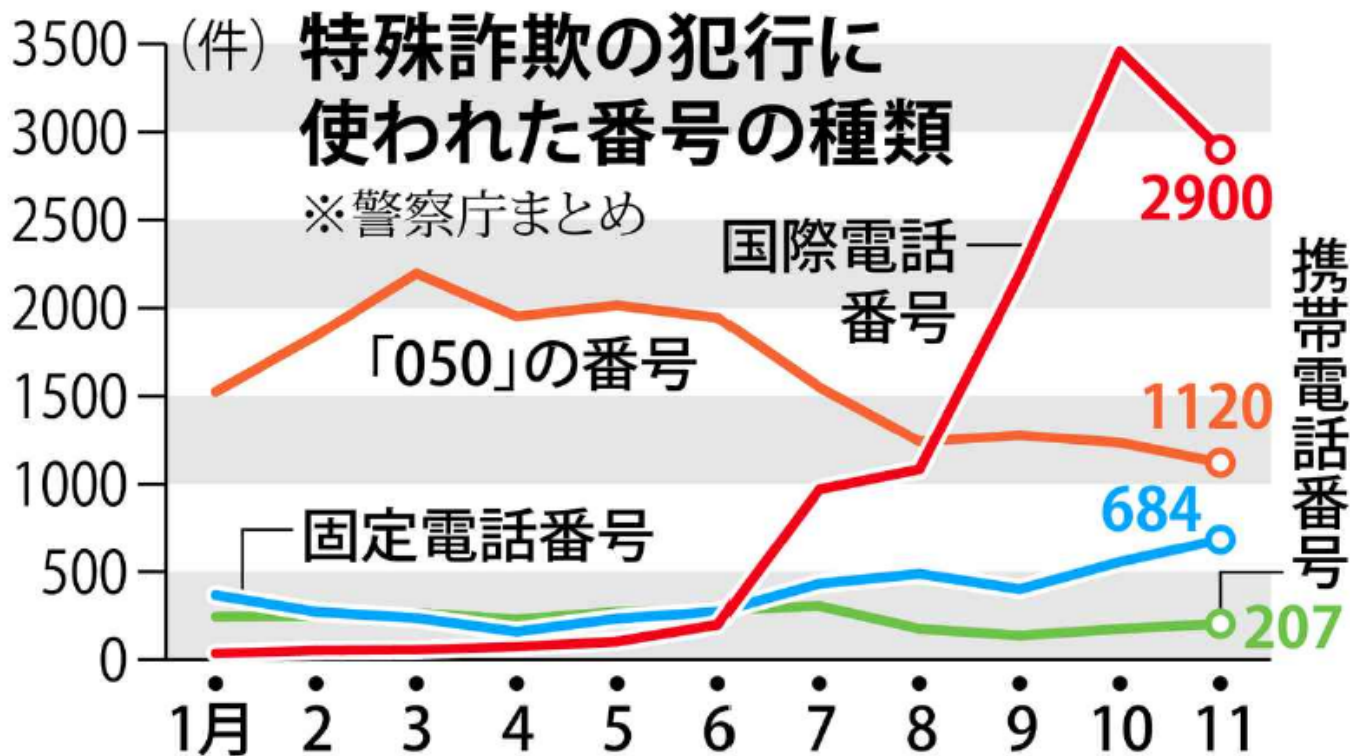


＜出典＞ 特殊詐欺認知・検挙状況について（警察庁） <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>より事務局作成

電気通信番号の犯罪利用への対策について

現状

- 特に減少傾向であった固定電話番号を悪用した特殊詐欺が、他の番号が減少傾向にあるのに比して、増加傾向に転じている。



<出典>

「国際電話番号からの特殊詐欺、昨年最多に アプリ悪用か 警察が注意呼びかけ -」(令和6年1月12日 産経新聞)

課題

- 電気通信番号の犯罪への悪用を企図して電気通信番号使用計画の認定申請を行う者に対して、抑止効果を働かせる等の有効な対策を行うことが必要。
- 電気通信番号を犯罪に悪用した認定事業者に対して、迅速に認定を取り消す等の対応を行うことが必要。

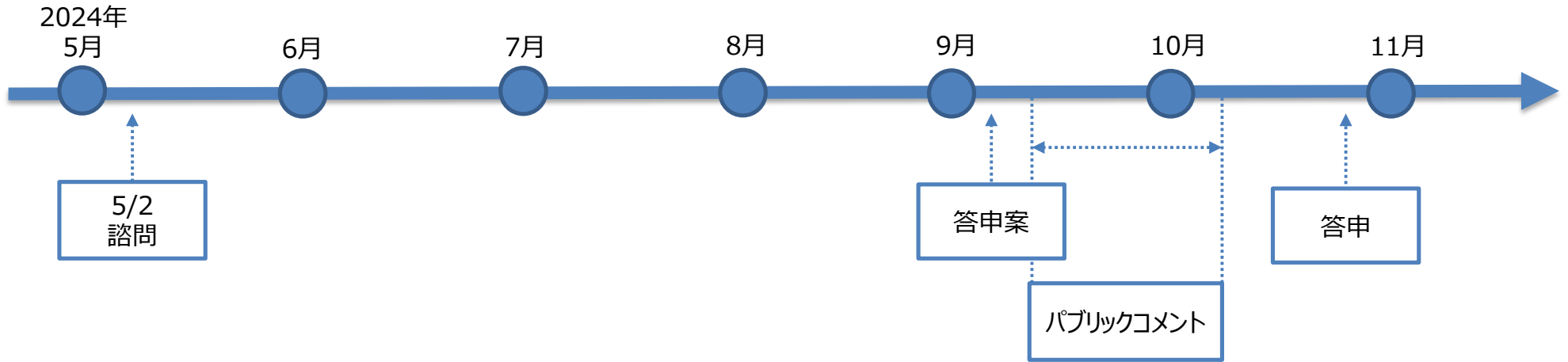
検討事項（案）

- 電気通信番号の犯罪利用の現状
 - ・ 電気通信番号の犯罪等に悪用されている実態
 - ・ 事業者等において実施している自主的な取組
- 電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策
 - ・ 予防的な対策
 - ・ 事後的な対策
- その他必要事項

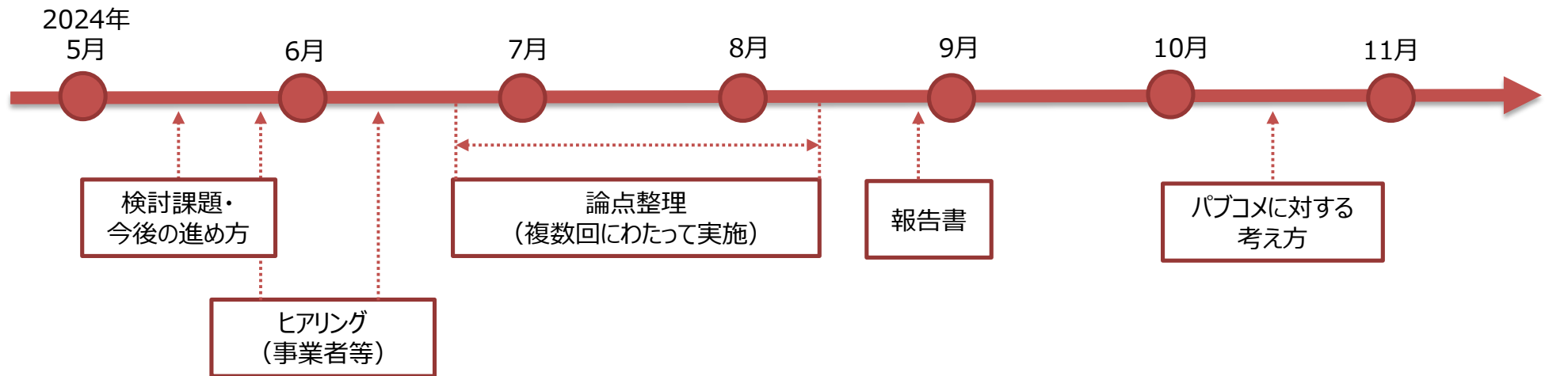
5 スケジュール

検討スケジュール（案）

情報通信審議会（電気通信事業政策部会）

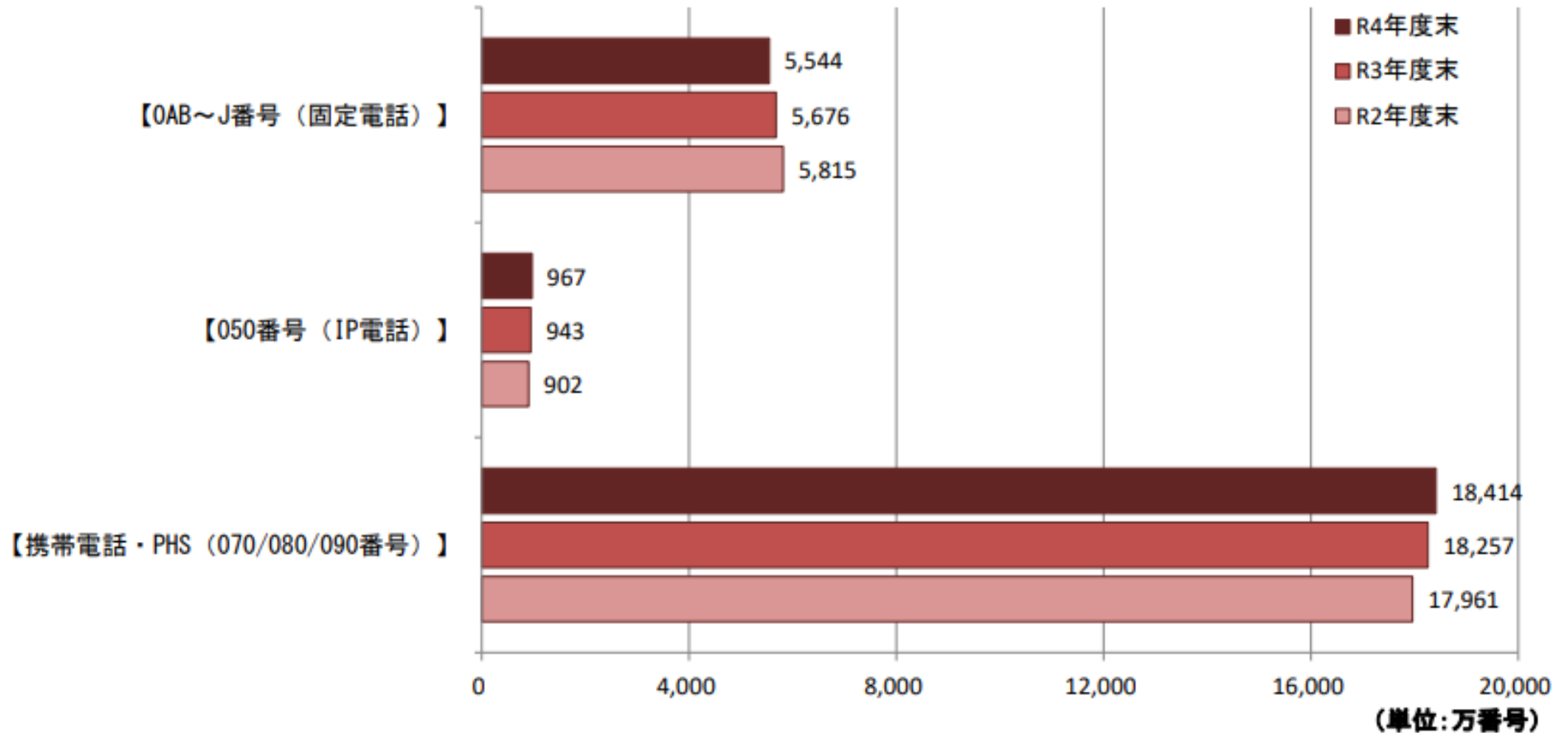


電気通信番号政策委員会



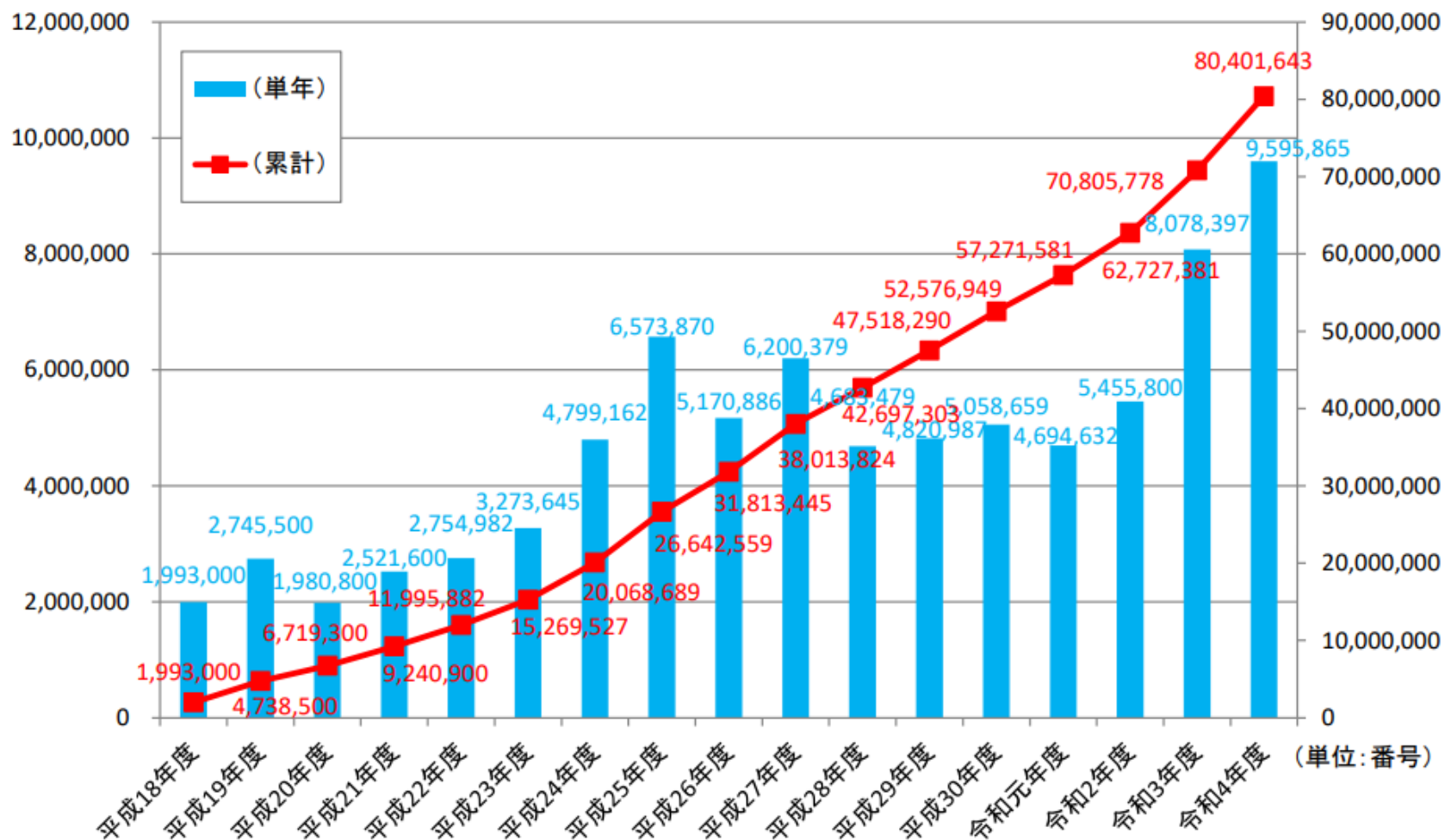
6 參考資料

電気通信番号に関する使用状況（主な電気通信番号）



<出典> 総務省報道発表 令和5年9月20日

携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施状況



<出典> 総務省報道発表 令和5年9月20日